「放課後子どもプラン」の概要

※平成19年度より実施

趣旨・目的

地域社会の中で，放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため，各市町村において，教育委員会が主導して，福祉部局と連携を図り，**原則として，すべての小学校区において，文部科学省の「放課後子供教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する。**

「放課後子どもプラン推進事業」

	放課後子供教室 （文部科学省）	放課後児童クラブ （厚生労働省）
26予算	5，147百万円の内数（25予算額：4，924百万円）※	33，223百万円（25予算額：31，576百万円）
趣 旨	すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け，地域の方々の参画を得て，学習やスポーツ・文化芸術活動，地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して，放課後に適切な遊びや生活の場を与えて，その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条3第2項に規定）
実施か所数	10，376か所（平成25年度） ⇨ 原則としてすべての小学校区での実施を目指す ⇦	21，482か所（平成25年5月）
実施場所	小学校 71．3% 公民館 13．2% 児童館 3．4% その他（中学校，特別支援学校など） 12．1% （平成25年度）	小学校（余裕教室） 28．1% 〃 （専用施設） 24．1% 児童館 12．8% その他（専用施設，既存公的施設など） 35．0% （平成25年5月）
開設日数	111日（平成25年度平均）	原則として長期休暇を含む年間250日以上
指導者	地域の協力者等	放課後児童指導員（専任）

※放課後子供教室H26予算=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（38億円）」+「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業（13億円，新規）」計51億円の内数
25予算額=「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（49億円）」の内数

22

放課後対策の総合的な推進

産業競争力会議課題別会合（平成26年5月28日）
下村文部科学大臣・田村厚生労働大臣提出資料

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策に取り組む

現状

○ 共働き家庭などの児童に対し、**放課後に適切な遊び・生活の場を提供する放課後児童クラブを実施**
平成25年には**約89万人が利用**
＊登録児童数 平成19年：749，478人 → 平成25年：889，205人／＊クラブ数 平成19年：16，685か所 → 平成25年：21，482か所

○ また、平成19年から**放課後子どもプラン（放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に、又は連携して実施）**を開始したが、**十分に進んでいるとは言えない**

■ 放課後児童クラブを希望しても**利用できなかった児童が存在**
※平成19年:14,029人 ／ 平成25年:8,689人

■ 保育所と比べると**開所時間が短い** ※18時を超えて開所しているクラブ：約62%（平成25年） ／保育所：約85%（平成23年）
※平成26年度予算（保育緊急確保事業）に、長時間開所するクラブへの支援のための費用を計上

⇒ **就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備を進め、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小１の壁」）を打破する必要**

＋

■ 次代を担う人材の育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要

⇒ **共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるようにする必要**

小１の壁の打破 ／ **放課後対策の総合的な推進** ／ **次代を担う人材の育成**

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

- ❒ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- ❒ 放課後児童クラブの拡充
- ❒ 放課後子供教室の拡充

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

23

放課後子ども総合プランについて

産業競争力会議課題別会合（平成26年5月28日）
下村文部科学大臣・田村厚生労働大臣提出資料

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小１の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充
- ➢**賃借によるクラブ開設**を支援
- ➢**幼稚園等の活用**の支援を充実
- ➢高齢者、主婦等による**送迎を支援**
- ➢**開所時間の延長**を促進
- ➢**女性の活躍の推進**等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進
- ➢**モデルケース**を地方公共団体に提示
  - ※　一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- ➢**一体型の整備**の支援を充実

○放課後子供教室の拡充
- ➢ 全ての児童を対象とした**学習支援・多様なプログラム**の充実
- ➢ 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の**様々な人材の参画促進**

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

学校の余裕教室等を徹底活用（別紙参照）

■**放課後児童クラブ**について、**平成31年度末までに約30万人分を新たに整備**
（約90万人⇒約120万人）

■**全小学校区（約２万か所）**で**一体的に、又は連携**して実施

➢**約１万か所以上**を**一体型**とする
（約600か所⇒約１万か所以上）

※同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※全小学校区で放課後子供教室を整備（約１万か所⇒約２万か所）

※必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の**民間サービスを活用**し、公的な基盤整備と組み合わせて対応
→　放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入　等

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室のイメージ

産業競争力会議課題別会合（平成26年5月28日）
下村文部科学大臣・田村厚生労働大臣提出資料

ポイント

全ての児童に安全・安心な居場所の確保
- ➢共働き家庭等の児童の家庭に代わる生活の場を確保
- ➢小学校の余裕教室等を活用し、校外に移動せずに安全に過ごせる場所を確保
- ➢特別な支援の必要な児童にも十分に配慮

次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を拡大するため、プログラムや学習支援を充実
- ➢共働き家庭等か専業主婦家庭かを問わず、全ての児童が一緒に体験・活動
- ➢地域のニーズや資源を踏まえ、多様なプログラムを提供

学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携
- ➢小学校の教職員と放課後児童クラブ・放課後子供教室の職員とが日常的・定期的に情報交換を行い、１人１人の児童の状況を共有の上、きめ細かに対応
- ➢学校だけでなく、家庭とも密接に連携

一体型のイメージ

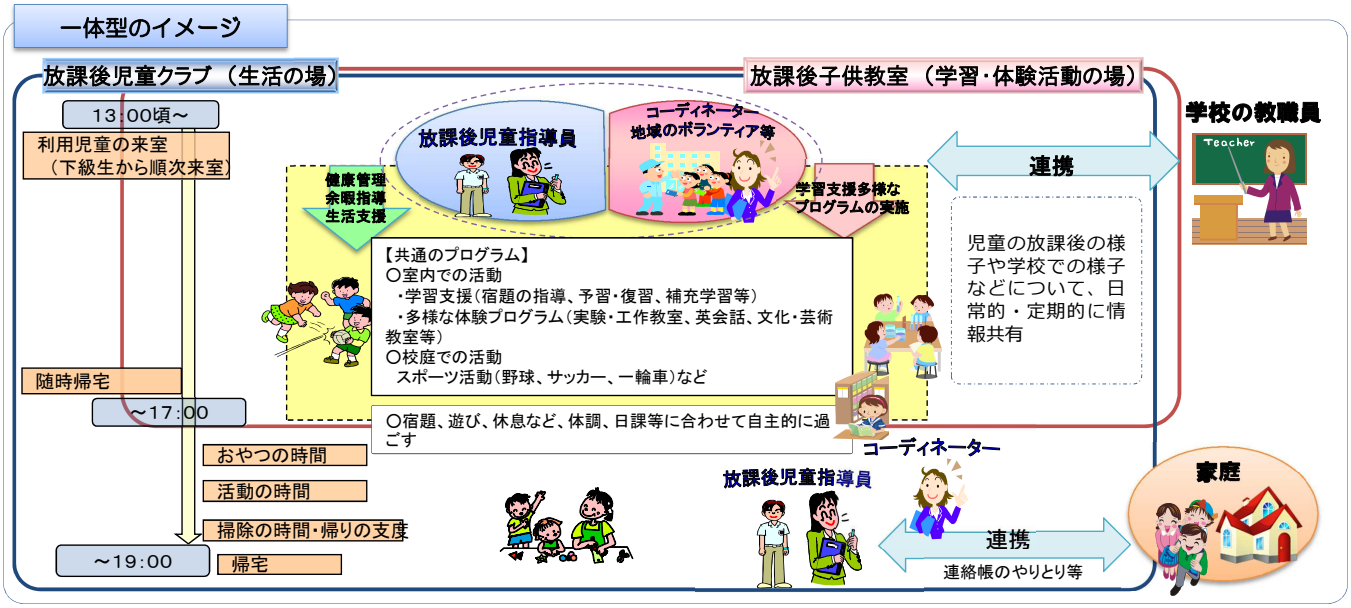

※　一体型の中には、放課後子供教室を毎日開催するものと、定期的に開催するものとがある。
※　一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進等について（ポイント）

産業競争力会議課題別会合（平成26年5月28日）
下村文部科学大臣・田村厚生労働大臣提出資料

◇ 学校施設（余裕教室等）の一層の活用促進に向けて、首長部局と教育委員会の連携を図るための総合教育会議（現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会審議中）を活用する。

新たに開設する放課後児童クラブの 約80% （H31年度末）を小学校内で実施
放課後児童クラブの小学校内での実施率は約50%（H25年度）

●教育委員会が福祉部局と連携しつつ、当事者として、一体型の運営に責任を持つ仕組みづくりの構築を促進

●両省連名で改めて、放課後子どもプランの活用促進や転用手続きが弾力化されていること等の通知、周知徹底

●市町村・各学校に設置する協議会（学校関係者・放課後児童クラブ・放課後子供教室などの関係者が参画）において学校施設の使用計画等について検討（学校施設の活用状況等の公表促進なども含む）

※併せて学習プログラムの充実を図る
・全ての子供を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
・大学生、企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進
・図書館・体育館などの利用促進のため、図書ボランティア・スポーツ活動ボランティア等の配置

26

中央教育審議会生涯学習分科会
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループについて

（1）趣旨

○ 今後、第2期教育振興基本計画等を踏まえ、すべての学校区での学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくにあたり、放課後子供教室や学校支援地域本部取組内容の充実、今後の土曜日の教育支援体制等の構築などについて検討を行う必要がある。

○ 中央教育審議会生涯学習分科会の下に、ワーキンググループを設置し、今後のこれらの教育支援体制や活動の在り方について検討を行う。

（2）主な検討事項

○ 学校支援活動、放課後支援活動、土曜日支援活動における体系的・組織的なプログラムの在り方

○ 土曜日支援活動にかかる産業界等との連携や企業人材等の教育ボランティアへの参画の在り方

○ その他、これらの教育支援体制及び活動の在り方の検討に必要な事項

（3）スケジュール

○平成25年9月17日中央教育審議会生涯学習分科会にて,WGの設置の了承。

○審議状況（第1回：11月27日、第2回：12月12日、第3回：12月26日、第4回：1月17日、第5回：1月31日、第6回：2月24日、第7回3月12日、第8回4月25日、第9回：6月6日　開催）

○本年6月中をめどに一定の取りまとめ（予定）。

27

中央教育審議会生涯学習分科会
今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ委員一覧

（合計19名）

【座　長　】
明石　要一　　千葉敬愛短期大学学長、千葉市教育委員会委員　千葉大学名誉教授

【座長代理】
井出　隆安　　杉並区教育委員会教育長

【委　員　】
安藤　大作　　公益社団法人全国学習塾協会会長
生重　幸恵　　特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事
　　一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事
池本　美香　　株式会社日本総合研究所主任研究員
井上　克也　　三井住友銀行不動産法人営業部
小川　理子　　パナソニック㈱　理事　CSR・社会文化グループ　グループマネージャー
尾上　浩一　　公益社団法人日本PTA全国協議会会長
金藤　ふゆ子　　文教大学人間科学部教授
川島　高之　　特定非営利活動法人コヂカラ・ニッポン代表
小正　和彦　　横浜市立幸ヶ谷小学校校長
杉本　正博　　名古屋市子ども青少年局総務課総務課長
瀬谷　真理子　　福島県立須賀川高等学校校長
竹原　和泉　　横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長
　　特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表
谷　　理恵子　　東京都教育庁総務部予算担当課長
玉置　崇　　小牧市立小牧中学校校長
平岩　国泰　　特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事
松田　義秀　　奈良市教育委員会事務局学校教育部地域教育課長
吉原　健　　社会福祉法人東京聖労院参与　　（５０音順）平成26年6月現在

28

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ　議論の方向性
（未定稿）

現状

○社会の動向：
・少子高齢化の進展、
・グローバル化、科学技術の進歩、
・地域間格差・経済的格差の進行

○子供たちの教育環境をめぐる現状：
・核家族化、共働き世帯、一人親世帯の増加、
・地域のつながりの希薄化
・不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加等

○少子高齢化の進展

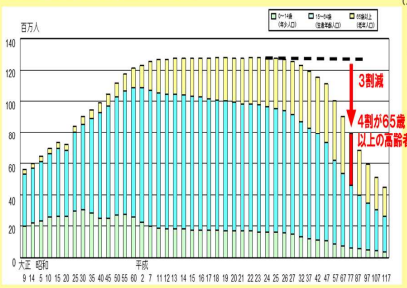

○共働き世帯の増加

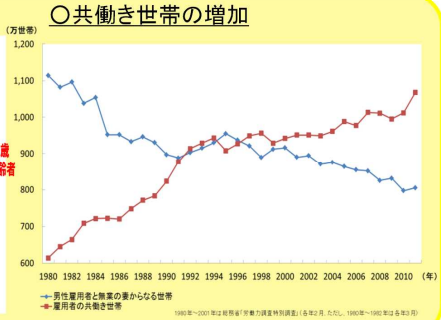

今後の多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要な力の育成に向け、
より一層、**社会総掛かりでの放課後や土曜日等の教育支援の充実が必要**

今後の方向性

放課後や土曜日への期待

★子供と関わる人材の多様性や、学習集団・学習時間・実施場所等の多様性・柔軟性
★それを生かした創意工夫に富んだ教育活動の実践が可能

① 学校での学びが深まり、広がる学習、体験の機会の充実
② 安心して産み育てられる環境づくりとしての放課後・土曜日の教育活動の充実
③ 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実
④ 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性

◆学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進
◆教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
◆多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
◆実社会につながる「土曜日ならでは」の多様なプログラムの充実
◆持続可能な体制づくりの推進と全国の取組の活性化

29

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ　議論の方向性
放課後等の教育支援関係　（未定稿）

1. 学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

○学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり
・学校支援地域本部と放課後子供教室、学校運営協議会等の仕組みの連携や一体的運用の促進

○就学前と小学校、小中など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり
・幼小連携、小中一貫等の学校間連携を踏まえた、中学校区を中心とした仕組みづくり

2. 学校や子供たちを核とした地域づくり

○多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共有化
・学校施設内へのコミュニティスペースの併設　等

○子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化
・大人も学び、つながっていくためのコミュニティの創造

3. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

○女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実
・いわゆる「小一の壁」打破に向け、新たに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿拡大、全ての子供たちの学習・体験機会の充実

○学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化

～新たな放課後対策「放課後子ども総合プラン」の具現化に向けた方策～

◆一体型を中心とした放課後対策の推進
・原則として全ての小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施又は連携実施に向けた計画的整備
・放課後子供教室の充実・全小学校区への整備
（毎日開催型、定期開催型など地域ニーズに応じた整備）
・定期的・日常的に学校の教職員や家庭と情報共有を図る仕組みの構築

◆学校施設の活用促進
・新たに設置する放課後児童クラブの小学校内での実施率の大幅向上
・総合教育会議（現在国会で審議中の新たな教育委員会制度において設置予定）の活用による首長と教育委員会の十分な協議、通知等による周知徹底

◆全ての子供たちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実
・地域住民や大学生、企業ＯＢ、地域の高齢者、ＮＰＯ、民間教育事業者、文化・芸術団体等の積極的参画促進

○特別なニーズのある子供たちへの放課後等の支援の充実
・特別な支援を必要とする児童、外国人の児童、児童養護施設等で暮らす児童等が放課後活動へ参加しやすい工夫や支援の充実

4. 持続可能な仕組みとするためのコーディネーター育成・機能強化

○コーディネーターの効果的な配置・位置づけ
・コーディネーターの複数配置や連絡会設置、学校運営協議会等への参加
・コーディネート等を担うＮＰＯ等の参画等

○地域連携担当教員等の位置づけの明確化

○コーディネーターの育成・機能強化に向けた研修の充実
・対象ごとや経験に応じた体系的な研修の充実
・多様な関係者のネットワークの構築のための研修の充実

5. 全国の取組の活性化のための中間支援機能の強化

○スーパーバイザー等の配置による助言体制構築
・スーパーバイザー、アドバイザーの配置や社会教育主事の活躍等によるコーディネーターへの助言体制の構築

○中間支援組織の創設の検討等
・関係者のネットワーク形成や、人材・財源も含めた持続可能な体制整備のための、中間支援組織の創設等の検討

30

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ　議論の方向性
土曜日の豊かな教育環境関係　（未定稿）

◆地域の多様な人材等の参画による土曜日の豊かな教育環境（土曜学習）の実現に向けた新たな方策

1. 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

◆土曜日は、日頃参加が難しい現役の社会人も含め、地域人材や保護者、企業、NPO、民間教育事業者、大学生等の多様な人材の参画が可能
◆実社会の経験も踏まえたプログラムの展開に向け、多様な人材が教育活動に参画する仕組みづくりを推進

①地域人材の参画促進
○豊かな社会経験や指導力を持つ多様な人材の参画促進

②保護者の参画促進
○働く保護者の参画しやすい仕組みの構築
○ＰＴＡ、おやじの会等の活用

③企業・団体等との連携協力促進
○学校の要望と企業の取組のマッチング
○ＷＬＢの推進
○企業内ボランティア登録制度やＣＳＲ・プロボノとして関わる仕組みの構築
○企業人材に対する研修の充実
○企業の退職者組織等との連携

④ＮＰＯ・民間教育事業者との連携協力の促進
○ＮＰＯのノウハウ（人材や資金のコーディネート能力）の活用
○学習塾、お稽古ごと、スポーツ、音楽、語学教室等の指導者の活用

⑤大学等の連携協力の推進
○研究者やポストドクター等の専門人材の活用
○教育・福祉、スポーツ等の専攻の学生の積極的な参画促進
○身近なロールモデルとして学生が持続的に参画できる仕組みづくり

2. 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

◆学校と地域をつなぐコーディネーターだけでなく、企業や大学等の多様な主体をつなぐコーディネーターの必要性
◆コーディネーターの研修の機会やネットワーク組織等の充実

○例えば、地域連携を担当する教員の配置や、「地域コーディネーター」、「企業コーディネーター」等をそれぞれ配置し、互いに連携し合う仕組みの構築。
○学校や地域の関係者、企業、企業の退職者組織、ＮＰＯ等多様な関係者が学び合う研修の機会の充実　等

3. 「土曜日ならでは」の多様なプログラムづくり

◆地域や企業等の協力を得て、「土曜日ならでは」の生きた学習プログラムの展開
◆子供たちの主体性を重視しつつ、学校の教育活動との連動した体系的・継続的なプログラムづくり

①実社会につながるプログラム	②企業のリソースを生かしたプログラム	③学習意欲・習慣形成につながるプログラム	④「地域ならでは」のプログラム
○社会で役立つ経験をするプログラム ○多様なロールモデルや「本物」に触れるプログラムの充実	○学校教育だけでは教えることが難しい実社会の経験を踏まえたプログラム ○環境教育、キャリア教育、国際理解等の企業の特性を生かしたプログラム	○就学前の子供たちが学ぶ楽しさに出会うプログラム ○振り返り学習や発展的な学習の充実	○地域の目標を踏まえ「ふるさと教育」や「学力向上」などの地域の特性や課題に応じたプログラム ○多様性を重視したプログラム等

◆今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりにあたって

○全国の好事例の蓄積・発信等を通じて、官民連携による普及啓発の推進
○行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効率的・効果的な総合的な支援策を講じていくことが必要

◆おわりに　～皆の“あったらいいな”を形にする夢の教育～

○社会総掛かりでの教育の実現に向けた新たな試みについて、皆で話し合い、考える仕組みの構築、放課後や土曜日の教育環境における実践
<例>　“子供たちが学びたいこと”を募集し、大人と共に実現！
“我がまちの教育”について皆で考えるミニ集会の開催！　等

⇒　放課後や土曜日における新たな試みの中から、改めて必要な学習や体制等が検討され、教育に生かされていく好循環が生じることを期待

31

家庭教育とは

○　家庭教育はすべての教育の原点であり、子供の豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で家庭教育は重要な役割を担うもの。

教育基本法(抜粋)

（家庭教育）

第10条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

32

第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

◆基本的方向性：**絆づくりと活力あるコミュニティの形成**

◆基本施策２２：**豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実(コミュニティの協働による家庭教育支援の推進)**

【基本的な考え方】

○　家庭教育の自主性を尊重しつつも、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。

○　また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

２２－１　コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

・　家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。

　また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験型学習プログラ　ムの開発・普及を促進する。さらに、公民館、図書館等の社会教育施設におけ　る学習機会の提供のみならず、PTA等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

・　家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。

　また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

２２－２　子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

・　働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向けの普及啓発を実施する。

（成果指標）

⑥家庭教育支援の充実

・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施（家庭教育支援チーム数の増加）

・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的生活習慣の改善

33

「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」における提言（平成24年3月報告書取りまとめ）

各自治体による主体的な取組の活性化を図るとともに、喫緊の社会的課題を踏まえた家庭教育支援のあり方を国として示すことを目的として、検討委員会を設置し、「つながりが創る豊かな家庭教育」を取りまとめた。

家庭教育をめぐる現状と課題

○子育ての自信や対処能力の不足、発達段階に応じた子供のかかわり方がわからない
→ **子の誕生から自立までの切れ目のない支援** が必要

○家庭の孤立化が進み、困難な課題を抱え込み，児童虐待など問題が深刻化
→ 課題を抱える家庭に対して、**届ける支援（アウトリーチ）と福祉等との連携** が必要

○引きこもりなど、子供の社会性や自立心が育ちにくい
→ **多様な世代が関わり合う社会で、子供の育ちを支える** ことが必要

現代社会は親子の育ちを支える人間関係の弱まりや子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題など、**家庭教育が困難になっている社会**との認識が必要

地域の取組の活性化が必要

家庭教育支援の基本的な方向性と方策

方向性

①親の育ちを応援する
②家庭のネットワークを広げる
③支援のネットワークを広げる

方策

①親の育ちを応援する学びの機会の充実
②支援のネットワークをつくる体制づくり
③親子と地域のつながりをつくる取組の推進
④子供から大人までの生活習慣づくり

34

「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」※1 実施状況
（学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援）

（平成25年8月15日現在）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 ※3	平成25年度 ※3
国庫補助額（委託費）※2	3,774百万円（2,404百万円）	4,411百万円（2,166百万円）	4,631百万円（2,358百万円）	5,166百万円 —	4,649百万円 —	4,870百万円 —
学校支援地域本部設置数	2,176本部	2,405本部	2,540本部	2,659本部	3,036本部	3,527本部
放課後子供教室実施数	7,736教室	8,610教室	9,197教室	9,733教室	10,098教室	10,376教室
家庭教育支援実施数	332市町村	194市町村	108市町村	315市町村	316市町村	399市町村
実施市町村数	本　部　867市町村 放課後 1,011市町村 家　庭　332市町村	本　部 1,004市町村 放課後 1,053市町村 家　庭　194市町村	本　部 1,005市町村 放課後 1,060市町村 家　庭　108市町村	本　部　570市町村 放課後 1,075市町村 家　庭　315市町村	本　部　576市町村 放課後 1,076市町村 家　庭　316市町村	本　部　619市町村 放課後 1,090市町村 家　庭　399市町村

※1　平成23年度より、学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援等を総合的に推進する統合メニュー化。（22年度以前は個別メニューで実施。）
※2　学校支援地域本部については、平成20～22年度、家庭教育支援については、平成20～21年度は委託事業として実施。（21年度以降は補助事業も併せて実施。）
※3　平成24年・25年度は、岩手県、宮城県、福島県、仙台市等の被災自治体は委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」で実施。

35

（1）家庭を取りまく環境

母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯の数は増加傾向。

母子・父子世帯の推移

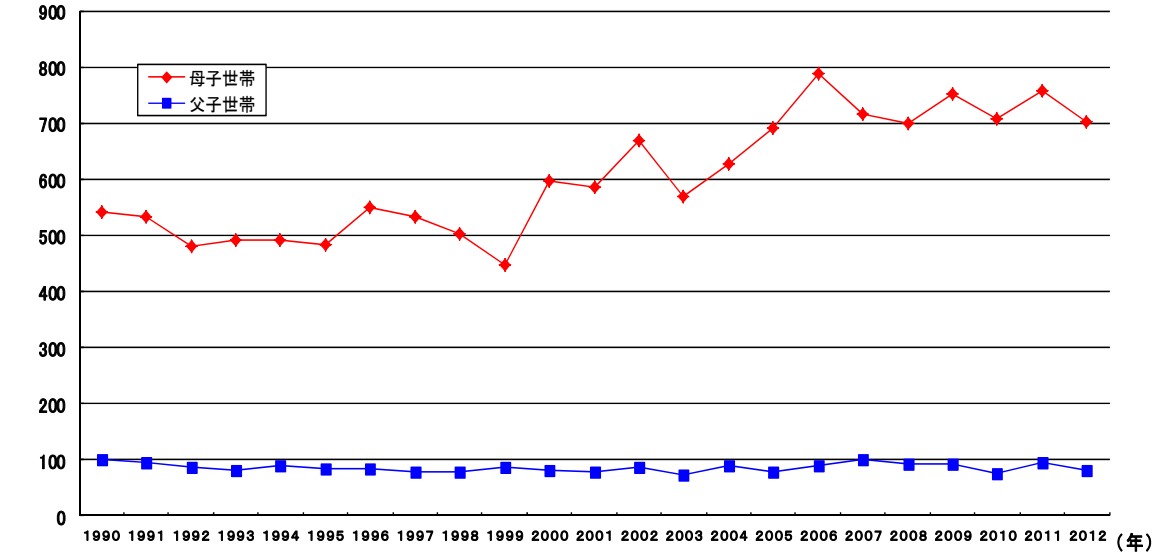

注1：母子（父子）世帯とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、すでに配偶者のいない65歳未満の女（男）（配偶者が長期間生死不明の場合も含む。）と20歳未満のその子（養子を含む）のみで構成している世帯をいう。

厚生労働省：平成24年　国民生活基礎調査より

共働き世帯の推移

共働き世帯が増加している。

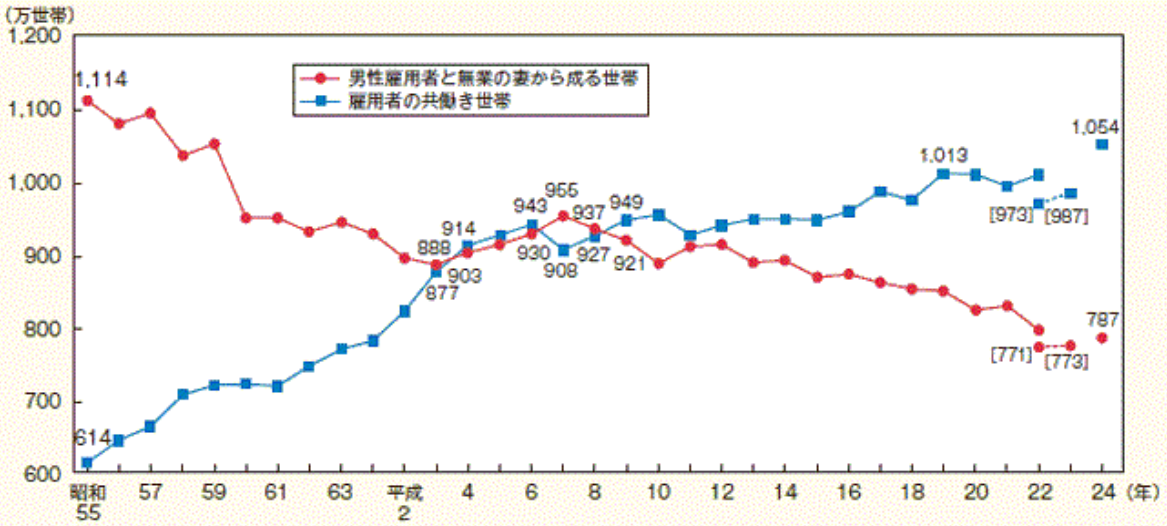

（備考）1．昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし，昭和55年から57年は各年3月），14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
2．「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは，夫が非農林業雇用者で，妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
3．「雇用者の共働き世帯」とは，夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4．平成22年及び23年の［ ］内の実数は，岩手県，宮城県及び福島県を除く全国の結果。

内閣府男女共同参画局：男女共同参画白書　平成25年度版

相対的貧困率の年次推移

最新の相対的貧困率は、全体で16．0%、子供で15．7%
一方、大人が一人の「子供がいる現役世帯」で50．8%

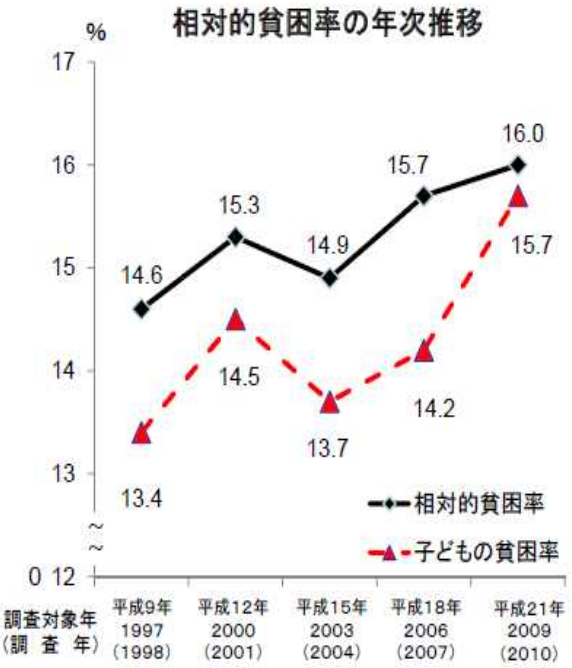

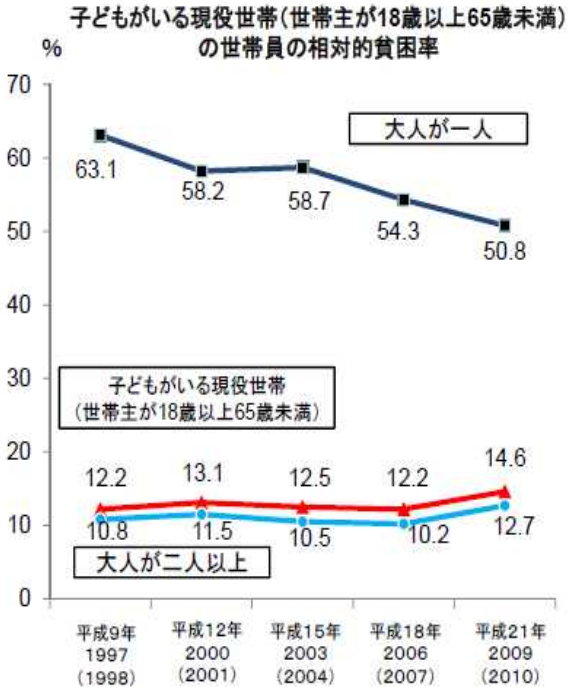

資料：「平成22年国民生活基礎調査」

38

貧困率の国際比較

日本の「相対的貧困率」は、OECD34カ国中29位の水準
「子供の貧困率」は25位だが、大人が一人の「子供がいる世帯」では33位

相対的貧困率			子どもの貧困率			子どもがいる世帯の相対的貧困率								
						合計			大人が一人			大人が二人以上		
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	チェコ	5.8	1	デンマーク	3.7	1	デンマーク	3.0	1	デンマーク	9.3	1	ドイツ	2.6
2	デンマーク	6.0	2	フィンランド	3.9	2	フィンランド	3.7	2	フィンランド	11.4	1	デンマーク	2.6
3	アイスランド	6.4	3	ノルウェー	5.1	3	ノルウェー	4.4	3	ノルウェー	14.7	3	ノルウェー	2.8
4	ハンガリー	6.8	4	アイスランド	7.1	4	アイスランド	6.3	4	スロヴァキア	15.9	4	フィンランド	3.0
5	ルクセンブルク	7.2	5	オーストリア	8.2	5	オーストリア	6.7	5	イギリス	16.9	5	アイスランド	3.4
6	フィンランド	7.3	5	スウェーデン	8.2	6	スウェーデン	6.9	6	スウェーデン	18.6	6	スウェーデン	4.3
7	ノルウェー	7.5	7	チェコ	9.0	7	ドイツ	7.1	7	アイルランド	19.5	7	オーストリア	5.4
7	オランダ	7.5	8	ドイツ	9.1	8	チェコ	7.6	8	フランス	25.3	7	オランダ	5.4
9	スロヴァキア	7.8	9	スロベニア	9.4	9	オランダ	7.9	8	ポーランド	25.3	9	フランス	5.6
10	フランス	7.9	9	ハンガリー	9.4	10	スロベニア	8.2	10	オーストリア	25.7	10	チェコ	6.0
11	オーストリア	8.1	9	韓国	9.4	11	フランス	8.7	11	アイスランド	27.1	11	スロベニア	6.7
12	ドイツ	8.8	12	イギリス	9.8	11	スイス	8.7	12	ギリシャ	27.3	12	スイス	7.2
13	アイルランド	9.0	12	スイス	9.8	13	ハンガリー	9.0	13	ニュージーランド	28.8	13	ハンガリー	7.5
14	スウェーデン	9.1	14	オランダ	9.9	14	イギリス	9.2	14	ポルトガル	30.9	13	ベルギー	7.5
15	スロベニア	9.2	15	アイルランド	10.2	15	アイルランド	9.7	15	メキシコ	31.3	15	ニュージーランド	7.9
16	スイス	9.5	16	フランス	11.0	16	ルクセンブルク	9.9	15	オランダ	31.3	15	ルクセンブルク	7.9
17	ベルギー	9.7	17	ルクセンブルク	11.4	17	ニュージーランド	10.4	17	スイス	31.6	15	イギリス	7.9
18	イギリス	9.9	18	スロヴァキア	12.1	18	ベルギー	10.5	18	エストニア	31.9	18	アイルランド	8.3
19	ニュージーランド	10.3	19	エストニア	12.4	19	スロヴァキア	10.9	19	ハンガリー	32.7	19	オーストラリア	8.6
20	ポーランド	11.0	20	ベルギー	12.8	20	エストニア	11.4	20	チェコ	33.2	20	カナダ	9.3
21	ポルトガル	11.4	21	ニュージーランド	13.3	21	カナダ	11.9	21	スロベニア	33.4	21	エストニア	9.7
22	エストニア	11.7	22	ポーランド	13.6	22	ポーランド	12.1	22	ドイツ	34.0	22	スロヴァキア	10.7
23	カナダ	11.9	23	カナダ	14.0	23	オーストラリア	12.5	23	ベルギー	34.3	23	ポーランド	11.8
24	イタリア	13.0	24	オーストラリア	15.1	24	ポルトガル	14.2	24	イタリア	35.2	24	日本	12.7
25	ギリシャ	14.3	25	日本	15.7	25	日本	14.6	25	トルコ	38.2	25	ポルトガル	13.1
26	オーストラリア	14.5	26	ポルトガル	16.2	26	ギリシャ	15.8	26	スペイン	38.8	26	アメリカ	15.2
27	韓国	14.9	27	ギリシャ	17.7	27	イタリア	16.6	27	カナダ	39.8	26	ギリシャ	15.2
28	スペイン	15.4	28	イタリア	17.8	28	アメリカ	18.6	28	ルクセンブルク	44.2	28	イタリア	15.4
29	日本	16.0	29	スペイン	20.5	29	スペイン	18.9	29	オーストラリア	44.9	29	チリ	17.9
30	アメリカ	17.4	30	アメリカ	21.2	30	チリ	20.5	30	アメリカ	45.0	30	スペイン	18.2
31	チリ	18.0	31	チリ	23.9	31	メキシコ	21.5	31	イスラエル	47.7	31	メキシコ	21.0
32	トルコ	19.3	32	メキシコ	24.5	32	トルコ	22.9	32	チリ	49.0	32	トルコ	22.6
33	メキシコ	20.4	33	トルコ	27.5	33	イスラエル	24.3	33	日本	50.8	33	イスラエル	23.3
34	イスラエル	20.9	34	イスラエル	28.5	—	韓国	—	—	韓国	—	—	韓国	—
OECD平均		11.3	OECD平均		13.3	OECD平均		11.6	OECD平均		31.0	OECD平均		9.9

（出所）OECD (2014) Family database"Child poverty"、ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリの数値は2011年

39

要保護及び準要保護児童生徒数の推移

準要保護児童の生徒数は増加している。

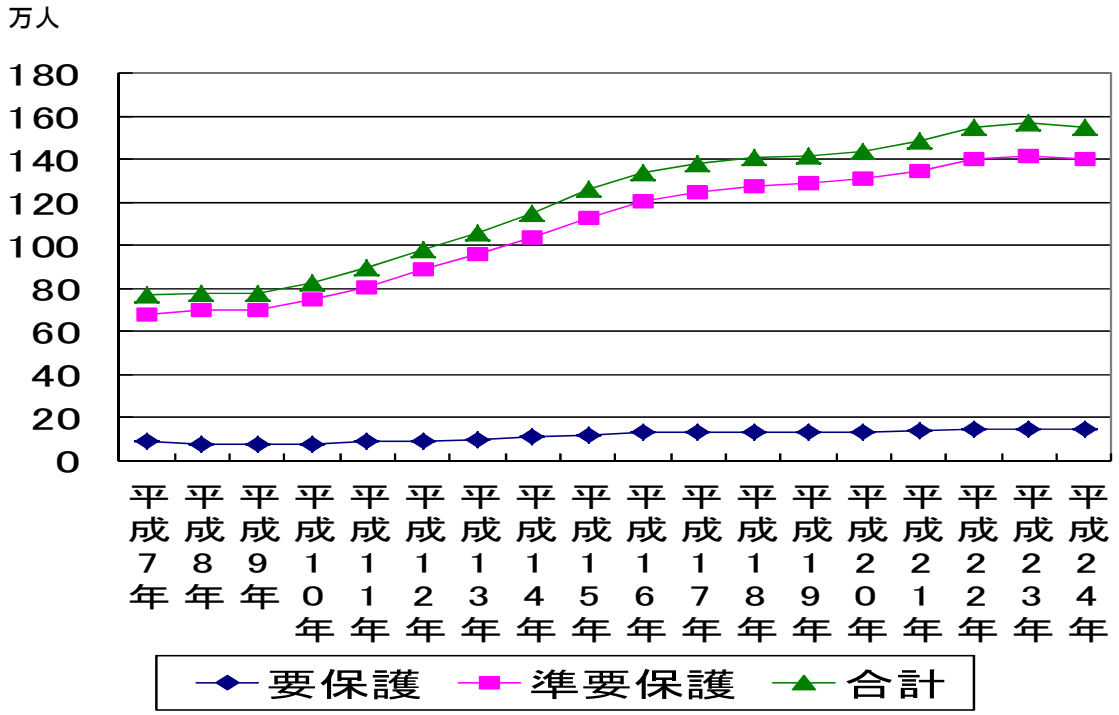

文部科学省調べ

40

児童相談所における児童虐待相談対応件数の年次推移

虐待の件数は増加し続けており、平成24年度現在で66，701件と過去最高。

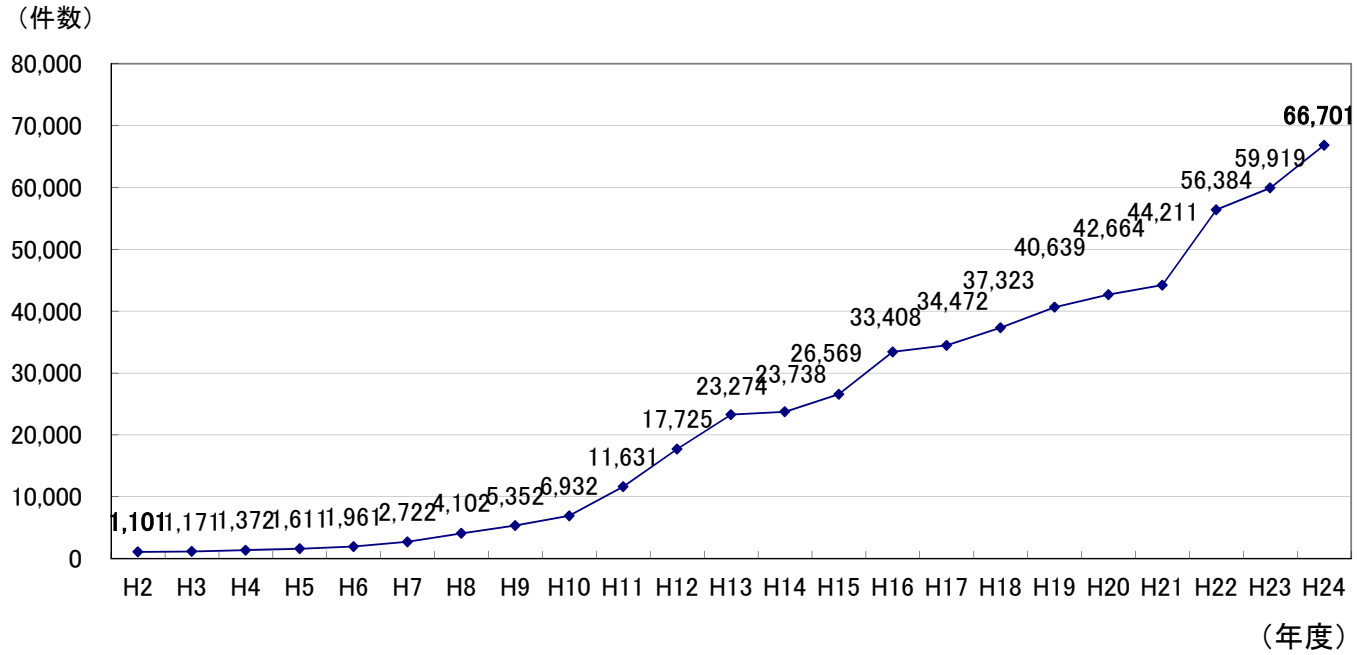

厚生労働省調べ

41

全児童，生徒数に占める「不登校」の比率

小学生の約318人に1人、中学生の約39人に1人が不登校。

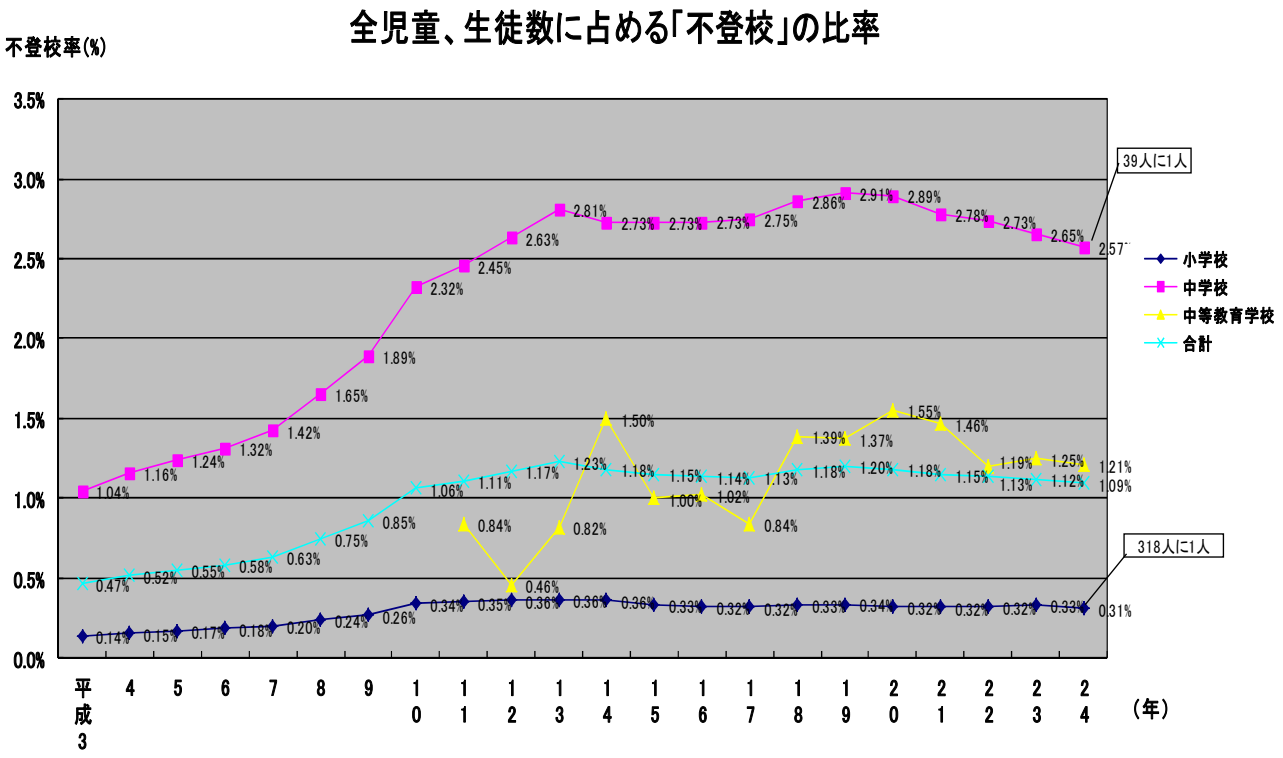

文部科学省：学校基本調査（平成22年）

42

ニート状態の若者の推移

ニート（※）の状態にある若者は、10年間で40万人から62万人に増加しています。
25～29歳と30～34歳の年齢層は、それぞれ20年前に比べて倍増しています。

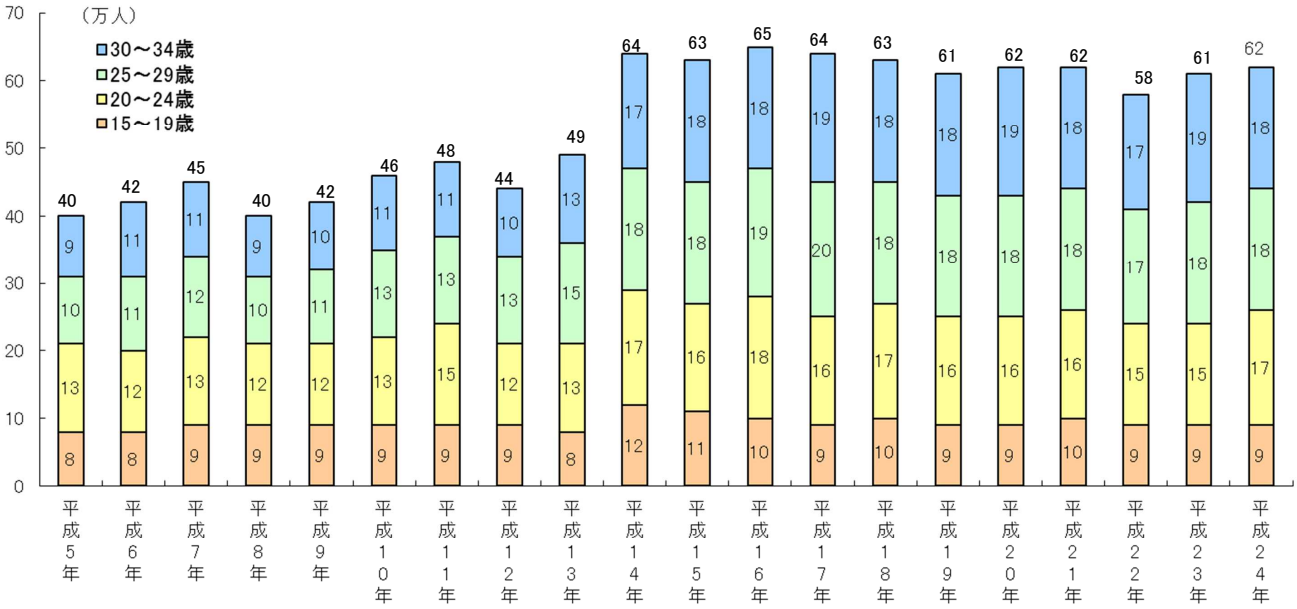

（注）1 若年無業者について，年齢を15～34 歳に限定し，非労働力人口のうち，家事も通学もしていない者として集計。

「ニート(NEET)」とは Not in Education,Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若年無業者のことをいっています。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」をいいます。

総務省：労働力調査を元に作成

43

子育てについての悩みや不安

保護者の4割が悩みや不安を抱えている。

子育てに不安はあるか

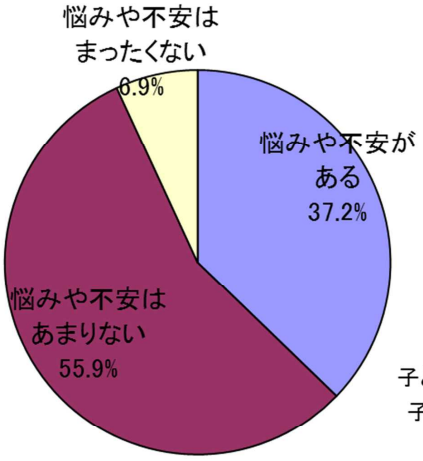

悩みや不安が大きいものから順番に3位まで選択

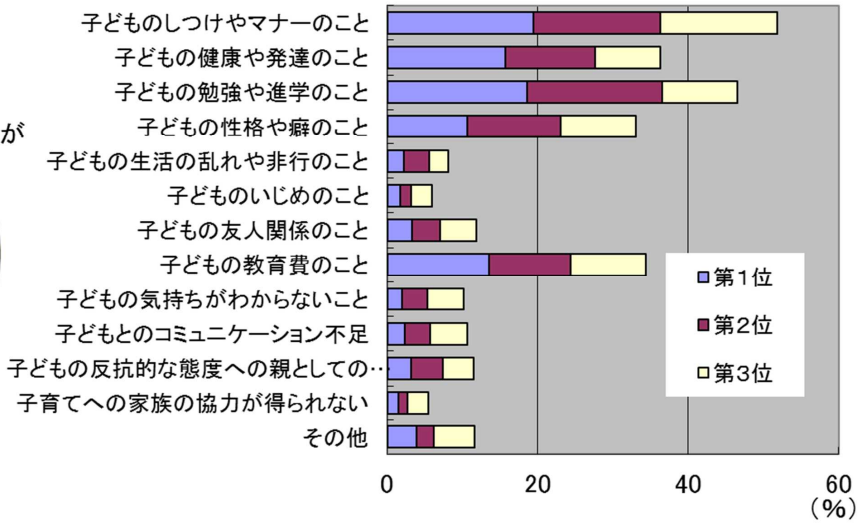

文部科学省委託調査：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成20年）

44

家庭教育を取りまく現状について

（2）地方自治体における家庭教育支援の状況

文部科学省委託調査：「平成24年度地域における家庭教育支援施策に関する調査研究」より
※47都道府県、1742市区町村を対象として実施。回収率は76.1%（47都道府県、1,361市町村）

家庭教育支援の取組の実施状況

「家庭教育に関する学習機会の提供」は72.5%の自治体において実施。

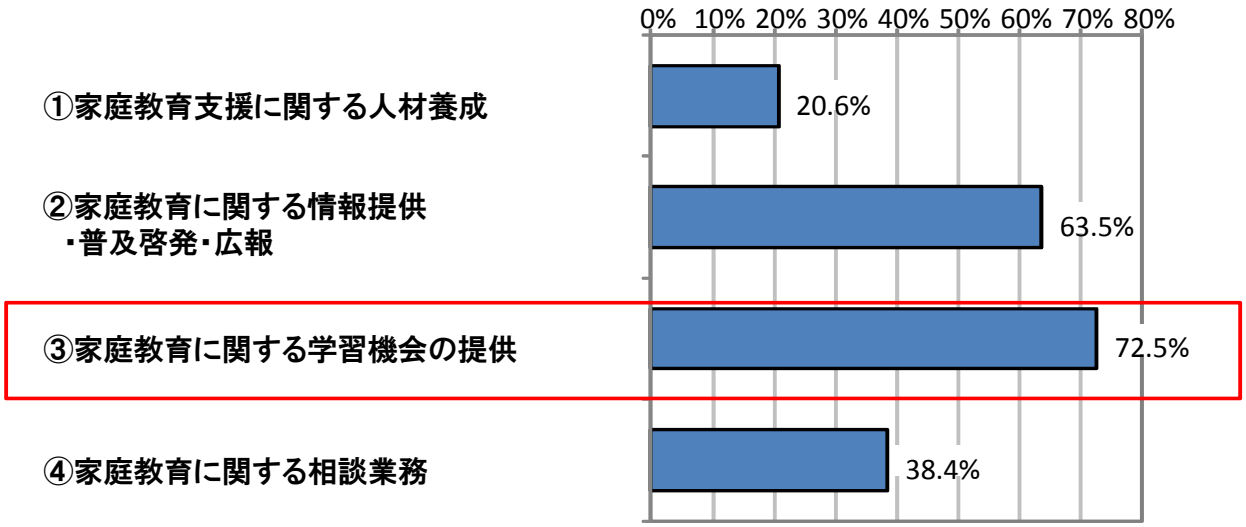

45